

第3回療育推進事業検討会会議録

日 時 平成26年7月22日（火）

午前10時～正午

場 所 市役所4階 第2委員会室

・出席者

友野京子メンバー 中野由美子メンバー 小林倫メンバー 重松美智子メンバー
鈴木浩之メンバー 中村妙子メンバー 早川伸之メンバー 柳原正廣メンバー
山本啓一メンバー 角野禎子アドバイザー

・欠席者

加藤暁子メンバー

・小川基本構想アドバイザー

・事務局

和田福祉部長 新倉障がい福祉課長 雲林障がい福祉課係長
伊達障がい福祉課係員 大野障がい福祉課係員

1. 開 会

2. 検討テーマ「（仮称）療育・教育の総合センター基本構想・整備計画（案）」

3. その他

4. 閉 会

【新倉障がい福祉課長】 それでは、時間より少し早いですが、皆様おそろいですので、これより平成26年度第3回逗子市療育推進事業検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、メンバーの加藤様から御欠席の連絡をいただいておりますので、1名欠席の状態で開催させていただきます。

それから、部長が別の会議で少しおくれておりますので、途中から同席させていただくようになりますので、御了承ください。

では、まずお手元にお配りしました会議の資料を御案内させていただきます。

【伊達障がい福祉課係員】 それでは、本日お配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず1枚で、検討会の次第に続きまして、6月2日から7月1日まで行いましたパブリックコメントの実施結果の案として資料1、続きまして、(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)といたしまして資料2の3点でございます。不足等ありましたら事務局までお知らせください。

以上です。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいでしょうか、資料のほうは。

では、次第に沿って説明させていただきます。

次第の2、検討テーマに入らせていただきます。本日は、今のところ傍聴はないようですので、このまま進行させていただきます。

今回の検討のテーマは、(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)についてです。

まずは、皆様には事前に送付させていただいております資料1のパブリックコメントの実施結果の案を御覧ください。

それから、本日お手元に配付させていただきました資料1とあわせて御覧いただきまして、一部変更している部分がございますので説明を加えさせていただきます。

では、事務局から説明させていただきます。

【雲林障がい福祉課係長】 では、御説明をさせていただきます。

では、資料1のほうを御覧いただきまして、「(仮称)療育・教育の総合センター基本構

想・整備計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果（案）」となっております。今回のパブリックコメントにつきましては、前回の会議でも御説明させていただきましたとおり、6月2日から7月1日までということで実施させていただきました。その結果として、まずグループで出された方もいるので、意見の提出件数というところでは31件、それから、総意見数、意見全ての数としましては50件いただいております。

内容につきましては、会議資料としてこちらの案を事前に送付させていただいておりますので細かい御説明は省略させていただきたいと思いますが、この案の4ページのところを御覧いただきまして、4ページから5ページにございますこの意見のナンバーでいいますと24、26、27、32にございますいただいた御意見につきましては、学校、ことば・きこえの教室、それから教育研究所など、そういった教育分野に関する御意見でしたので、皆さんへの資料送付後に教育委員会とも調整しまして、市の考え方として次のとおりまとめさせていただきました。

24番につきましては、（仮称）こども発達支援センターの放課後等デイサービスの対象となるのはどのような方かとか、あと、放課後等デイサービスと特別支援学校、特別支援学級やことば・きこえの教室などの進路はどうやって決まっていくのかといった御意見でしたので、それに対しては、センターの対象となるのは主に中重度のお子さんを中心に考えておりますが、個別のケースによる判断を行うために具体的な例示はなかなかできませんということと、あと、相談部門でのアセスメントによってこのセンターの放課後等デイサービスを使っていただく方もいますし、場合によって必要に応じて民間の放課後等デイサービスの利用を勧めるケースもあるということと、あと、特別支援学校、特別支援学級やことば・きこえの教室などの進路につきましては、これまでどおり就学支援委員会で就学相談を受けまして専門的なアドバイスを御参考にいただいた上で、基本的には御家族のほうで決めていただくという内容は1つ記載させていただいております。

それから、26番のほうにつきましては、放課後等デイサービスを利用すると、ことば・きこえの教室に通級する児童数は減るのかといったような御意見がありましたけれども、こちらにつきましては、ことば・きこえの教室に通級しているお子さんでも放課後等デイサービスを利用することも出てくるということは記載させていただきましたけれども、実際に減るか否かということはこの段階ではなかなか言えない部分であるということと、今後も支援教育との具体的な連携につきましては検討していきたいと思っているということに記載させていただいてお

ります。

それから、27番につきましては、ことば・きこえの教室、それから巡回指導員の配置などについて、それから、ことば・きこえの教室の位置づけ、それから、教育の支援機能として社会教育、就業教育のほかに成人期につながるような教育カリキュラムについての御意見をいただきました。

こちらにつきましては、ことば・きこえの教室は、そのあり方につきましては今後も引き続き検討してまいりますということと、あと、そういったことば・きこえの教室と、あと、巡回指導員などの人員配置等につきましては教育委員会のほうでも必要に応じて検討していくということ、それから、（仮称）こども発達支援センターでは、18歳までの継続的な支援を目的として支援をしてまいりますけれども、37番の市の考え方についても、18歳まででぷつり切れしてしまうわけではなくて、18歳以降に就労する場合、18歳以降の生活につきましては、一般就労先や就労支援機関などへの引き継ぎを丁寧にさせていただくということを書かせていただいております。

それから、32番につきましては、教育研究所の位置づけと役割が不明であるという御意見だったのですが、こちらについては、基本的には教育研究所の位置づけと役割は変わらないということと、あと、センターと教育研究所が同じ建物内であることを最大限に活用して、連携を強化しながら今後も支援を行っていきますということを書かせていただいております。

この案の1ページにもございましたとおり、直接的にこの御意見を今回の基本構想・整備計画（案）に反映させている部分はございませんけれども、こういった御意見も踏まえて、かつ、あとこの期間に事務局で少し気づいた点も踏まえまして、資料2のほう、「基本構想・整備計画（案）」になりますけれども、3つほど修正を加えさせていただいております。

1つ目が2ページのところで、「平成28年度中の開設に向けて」と4行目のところに開設時期の明記をさせていただいております。

それから、14ページの真ん中、中段あたりに「保育園・幼稚園」という記載をさせていただいておりましたけれども、児童福祉法の表記に合わせるような形で「保育所・幼稚園等」と改めさせていただいております。

あとは、24ページから始まります23年度に作成しました「逗子市療育推進事業検討報告書」の掲載の仕方なんですけれども、その30ページの頭にあります「取組・体制」欄のところに

「5ページと同様」という形で、報告書内のページを指し示すような部分がありますので、混同を避けるためにこういう形で報告書を貼りつけてページを構成させていただきました。

パブリックコメント、それから、基本構想・整備計画（案）に関する説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【新倉障がい福祉課長】 今、御説明させていただきましたのは、こども発達支援センターとか（仮称）療育・教育総合センターの基本構想・整備計画（案）に関するパブリックコメントの部分になりまして、この資料1の後半に最後の1枚なんですけれども、そこに縦書きのパブリックコメントの実施結果ということで、こちらは青少年会館の廃止に関するパブリックコメントということで同時にさせていただきましたので、そちらについての結果を参考に添付させていただいております。

こちらの内容については、特段御説明は割愛させていただきたいと思いますが、現在、児童青少年課で団体等に説明会や個別の対応で後利用についての丁寧な対応をしているので、一応御報告だけさせていただきます。

では、（仮称）療育・教育の総合センター基本構想・整備計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について、御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【雲林障がい福祉課係長】 一応今日の検討会を經まして、今月末にはこの基本構想・整備計画（案）を市長まで決裁をとらせていただいて、正式なものとして今後の整備に活用していくものとして策定したいと思っておりますので、パブリックコメントの実施結果だけでなく、この基本構想・整備計画（案）の最終的な御意見としてでも構いませんので、今日は御意見いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【中野メンバー】 パブリックコメントの結果を受けて、先ほど御説明があった3点だけこの基本構想・整備計画（案）は直して、これで決定。今の時点では、これで決定しますということですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。本日、特段御意見がないようであれば、その形で進めさせていただきますと思っております。

【中野メンバー】 はい、わかりました。パブリックコメントを読んでいて気になった、ことば・きこえの教室のところは、少し説明が細かくなってよかったと思ったのですが、やはり

一般の方でことば・きこえの教室の教育に属する部分と療育のところの区別がついていない方が多い、私自身もはっきりつかないのですけれども、そういう方が多いんだなというのがこのパブリックコメントを読んでいて感じましたので、その辺の説明というのは、やはり利用する人も含めて丁寧に説明していただけたらいいのではと思いました。

それから、支援シートと子育てファイル、このことで、パブリックコメントの30番なんですけれども、支援シートという話は療育の検討会、今までもずっと出てきた話で、支援シートをもって連携を図るとなっていたと思うのですけれども、今回の基本構想・整備計画（案）で私も初めて見たのですけれども、子育てファイルの導入という言葉が突然出てきたような気がします。この説明をまだしていただいた覚えがないし、そうすると、子育てファイルと支援シートは学校に行ったら、また2つそういうものができるのか少し今疑問に思っていますので、説明をお願いします。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、1つ目のことば・きこえの教室、教育委員会の機能ととも発達支援センターの機能の役割というところにつきましては、これから教育委員会とさらに検討を進めて、開設時期には皆様にはっきり、ある程度役割をお示しできるように、もう少し時間をかけさせていただいて検討を進めたいと考えております。

それから、支援シートと子育てファイルについて、支援シートという名称につきましては教育委員会で使用されている名称になりますので、18歳までの一貫したお子様の情報ということで、これは保護者に持っていただきたいものということで検討が進んでいたかと思っておりますので、その辺が混同しないように、仮称で子育てファイルという名前を使わせていただいております。

中身的には、その中から保護者の方が必要な情報を支援シートに反映できるように情報のやりとりがスムーズにいくような形を考えておりますので、その辺の具体的な検討につきましては、皆様方から御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

【中野メンバー】 ということは、子育てファイルというのは療育に入った、小さいとき、生まれたときからずっと、就労後もずっとそれを持って、支援シートというのは主に小・中学校、学校で、養護学校というのはまた別ですか。小・中学、高校とかはどうなるのか。

【柳原メンバー】 養護学校もシートですね。

【新倉障がい福祉課長】 そうすると同じように。

【中野メンバー】 中、高はその支援シートでという感じなんですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。全く別に2つを動かすというわけではなくて、基本的には子育てファイルを中心に、必要な情報を支援シートに取り込んでというような形でできるといいなど。

【中野メンバー】 親としても、その子の資料を1つにして残すというのがこの年になってくると非常に大変な作業で、でも残さなければとって、今いろいろと親心の記録だ、何だと、親が後に託すために今そういうことを始めていますけれども、この子育てファイルで最初からそういうものをつくっていくのは大切なことだと思います。その辺はしっかり検討していただきたいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

【雲林障がい福祉課係長】 子育てファイルは、基本的には保護者さんに持っていただく、御家族に持っていただくということを前提に考えているのですけれども、支援シートというのは、基本的には学校でもって配付して。

【柳原メンバー】 支援シート、実は逗子は独自につくってまして、県のものは県である程度ひな形をつくって、特別支援学級や特別支援学校で使っているものですが、これは基本的には保護者保管なんです、逗子市は小・中の連携ということもあって、保護者の許可を得て、その県のひな形を若干逗子市仕様に変えて書きやすくしたものを学校で管理して小・中の連携を図るとい、中身はそんなに違いはないですけれども、若干その書けるスペースとか内容が少し違うということですね。いずれにしろ、そのコピーを持つか本書を持つかの違いです。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。そういったものを1つのファイルにしてまとめていけば、その方の1つの履歴というか、どのようにかかわっていけばいいかということもわかってくるというところで、1つ役に立つものと考えています。

【新倉障がい福祉課長】 はい、角野アドバイザー。

【角野アドバイザー】 教えていただきたいんですが、このパブリックコメント、皆さん非常に御意見が多いし、ちょっとしたところだとあまりパブリックコメントは出てこないと思うのですが、書かれている方たちは今後の療育とか教育とか、それを非常に期待しているし、それについてどうなのかということをお問うているコメントも多いですね。皆さんはもう理解しているのかもしれませんが、この資料2の1ページの始まりに教育研究所というものが唐突に

出てきていて、そしてパブリックコメントの中でも教育研究所という、こういうものの位置づけはどうかという、位置づけは変わりませんという答えが出ているのですが、この教育研究所というのは私の知識だと、例えば特別支援教育の総合研究所みたいな、ああいうところの下部組織とか、そういうものなのですか。それとも、どういうものなんですか。

【新倉障がい福祉課長】 早川メンバー、よろしいですか。

【角野アドバイザー】 そちらに委託もすると書かれているのですが。

【早川メンバー】 教育研究所というのは神奈川県の特徴的な言い方で、ほかの他県では教育センターというような名称でも呼ばれていまして、中身は3つに分かれていまして、1つ目は、まず調査研究があります。この調査研究というのは、学校教育に役立てるようないろいろな教育的な資料、それから、先生方のいろいろな分野の研究者がございますので、その研究者による研究を推進する、それが調査研究部門ということになります。

それから、2つ目が、先ほど言われたような教育相談部門があります。教育相談部門は、その中で大きく3つに分かれておりまして、1つが学校教育の小中学生、学齢期のお子さんを対象にした相談を受けて、そこでやっております。

それから、教育相談の中でもう一つは、支援教育を推進する、先ほどのパブコメに出ていましたけれども、巡回指導員と、それから巡回カウンセラーという2人なんですけど、学校を巡回する。学校を巡回し、色々な支援教育のお手伝いをしている、サポートしていく、それが教育相談部門ですね。

もう一個は、これは図書の管理です。ということで、学校教育に役立つ色々なサポートをする、一言で言えばそういうことですね。これは、全国に設置しなければならないものとしてあります。この仕事の中身につきましては、色々な都道府県によって中身が違います。共通しているのは、1点目に言った調査研究部門と、それから教育相談の1つ目の学齢期のお子さんについての相談、それから図書の管理、この3点は全国共通でございます。逗子市で特有なのは、巡回の部分ですね。そこは、この逗子市の特徴であると思っております。ということでよろしいでしょうか。

【角野アドバイザー】 はい。そうすると、これは、やはり独立行政法人か何かのものなのですか。

【早川メンバー】 いえ、教育委員会に。

【角野アドバイザー】 教育委員会が設置しているものなんですか。

【早川メンバー】 ええ、そうです。

【角野アドバイザー】 わかりました。そうすると、この相談部門は今回はびっしり相談部門をやりますよということを途中でどこかで書いていたように思いました。教育研究所の位置づけと役割は不明であるというのがやはりコメントの中に出てきて、位置づけはこれまでと変わりませんということなので、教育委員会の中に入っていて、今回はこの学校教育、学齢期もそう。相談は市がやるということが書いてありますね、どこかに具体の中で。相談ではなくて教育そのものにかかわるのですか。教育研究所が上にあって、この支援センター、ここで連携が非常に上手にできるはずだということです。これが今回の基本に入っているのではないかと理解したのですけれども。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。現在の、今福社会館で行っています療育推進事業につきましても、療育相談室と通園事業ということで両輪、2つの事業として行ってまして、その療育相談室では機能訓練と親御さんなどからの相談も受けていまして、その相談の部分はこの療育のこども発達支援センターでも相談部門として、機能訓練やそういったワンストップという言い方をしていますけれども、入り口は広く持って、色々なお子さんの相談をまず受けとめて、療育相談の部分についても行いますし、何かそういった教育部門に係る相談につきましても、教育研究所等の教育機関とも連携して進めていきたいと考えているという内容になっております。

【中野メンバー】 今、角野アドバイザーがおっしゃったのは、きっと14番だと思うのですね。相談部門につきましても、現在のところ市の直営で運営する。この相談というのは療育相談室の相談で、さっき早川メンバーがおっしゃったのは教育相談所の相談。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね、簡単に言ってしまうとそういった形です。

【中野メンバー】 私たちもその辺のところわかりにくいですよ。その教育連携、大切と言ってなかなかうまくいかないのは、そういうところかと思うのですけれど。その辺をもう少し教育とのつながりがはっきりした形でわかるようにならないものかと思います。難しいのでしょうけれど、管轄が違うので。多分、このパブリックコメントでもその辺がごちゃごちゃになってわからないという質問だったと思うのです。最初の事前送付のところでは、ことば・きこえの教室に関することは教育委員会への御意見として承りますと、すごい切り捨て方をすると

思っていて、これを出した人が見たらすごいショックだろうと思ったのですが、今回は少し直っていたので安心したのですが、やはり私たちもごちゃごちゃになるし、市民もわからないところがあります。

【新倉障がい福祉課長】 学齢期の相談の内容で、これが教育の相談、これが家庭生活、生活面での相談というのははっきりと切り分けられないところがあるというのが一番難しいところだと思いますので、こども発達支援センターでも、ワンストップの相談窓口ということで間口を広く設けておりますので、そこに入ってきた相談についてお話を聞いた上で、これはやはり教育委員会と連携しなければいけないという部分については、教育と連携をしながらやっていく。

また、逆に教育相談に入った相談の内容でも、これはやはりセンターと連携をしなければ進まないだろうという中身については逆の連携をしながら進めていくということで、それが同じ建物にあるからすぐできるという、その辺のメリットを生かしながら進めていければなどというのと、できれば教育委員会に精通した方をセンターの相談員という部分に配置ができればいいなと今考えておりますので、そうすると、そのどちらの役割というのも、その辺で交通整理がうまくできていく部分もあるのか。

一番センターの役割として大きいのは、相談が入ったときの、そのお子さんの状態像をアセスメントしていき何が適切な支援なのかを見極められるというところに重点を置いて、その先に教育委員会との連携とか、ほかの機関との連携とかを今想定して、この相談部門というのは動かすように考えております。

【小川基本構想アドバイザー】 ここは本当に書き方が、あらわし方が非常に難しいところで、幾つも案はあったと思うのですが、結局その中で、やはりわかりにくさというのは確かにある。中野メンバーがおっしゃったようにあると思いますけれども、やはり書き過ぎると今度誤解になるという、そういう部分もあって、その文言がひとり歩きされるのも困る、まずいだろうと。多分、なかなかうまくいっているところというのは本当、全国的にもないと思うので、そういう意味では本当に逗子として作り上げていくものになるということであると、若干わかりにくさはありつつも、今後どうやって、今、連携の仕方みたいなことは若干説明ありましたが、その中でどういうふうにつくり上げるのかということに御期待いただくということしか現段階では少し言いにくい部分というのはあるのかなと、客観的に見てもそう思

う部分がございますので。

【新倉障がい福祉課長】 他市の状況を視察に行き見させていただいても、やはりスタート時点ではなかなか明確に役割をはっきりとさせて動くというのは難しい状況であったということです。動かしながら、いい方法を探りながら進めていくのが現実的だと思いますので、ある程度形は決めてスタートさせていただきますが、柔軟に対応できるように進めさせていただければと思います。

【中野メンバー】 それぞれの子どもに一番いいことをとを考えていただければいいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 こういう相談はこれ、こういう相談はこれということではなく、その子、その子、お子さんを見ながら適切な対応を選んでいくというような。

【中野メンバー】 その人の技量にかかるというか、相談の。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【中野メンバー】 ですから、その辺、しっかり人員配置と予算をお願いしたいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【友野メンバー】 すみません、14番のところ、市の考え方で、療育部門につきましては委託の運営を検討しておりますというところがございますが、どのようなというか、どこまでどこに委託するとかで検討されているんですか。

【新倉障がい福祉課長】 具体的にはどこということ、まだこれからなのですけれども、児童発達支援と放課後等デイサービスを運営していただくようになりますので、その実績のある事業所ということで、実績重視で選定のほうを。

【友野メンバー】 市独自の直営ではないということですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。今の療育の親子教室とかは市の直営でやっているのですけれども、児童福祉法の改正がありまして、児童発達支援と放課後等デイサービスについては法定の給付で事業を進めることができるようになりましたので、市といたしましてもそちらを盛り込んで進めていきたいと。ただ、こども発達支援センターに置く療育部門ですので、より専門性を重視した支援ができるということを念頭に置きながら事業者の選定は進めていきたいと思っておりますし、相談部門との連携という意味では、かなり密にさせていただくようになると思いますので。

【友野メンバー】 わかりました。

【鈴木メンバー】 いいですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、鈴木メンバー。

【鈴木メンバー】 対応区分が今回はパブリックコメント、4つに分かれているのですが、丸が意見を検討したが反映できなかったもので、黒三角が反映できないものなので、検討もしてくれないのかと読めるというか、思われると嫌だと思うので、内容的には方針変更しないと判断したものが黒三角なのかと思うのですけれども、そのほうが優しい表現だと思ったのですが、何か典型的な、何かこういう表示の仕方があるのであればこれは別ですけれども。

【新倉障がい福祉課長】 特段典型的な形というのはありませんので、そのほうがやわらかい表現ではあると思いますので、皆様でそれで御了解いただければ、その形に。

【鈴木メンバー】 方針変更しないと判断したものの、検討はした上で方針変更するということが黒三角だと。

【和田福祉部長】 同じ意味ですから、言い方として。

【新倉障がい福祉課長】 はい。では、「方針変更しないと判断したもの」と三角の部分は修正させていただきたいと思います。

【山本メンバー】 パブリックコメント、少し勉強不足なのですけれども、この結果は公表され、フィードバックされるのですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、この形で個別の回答ではなくて、今回検討会で御意見をいただいて、その結果で市民の方には来月早々にでも公表を。

【山本メンバー】 ほぼこの文言で。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【友野メンバー】 すみません、1つお聞きしたいのですけれども、37番の就労のことなのですけれども、今現在、高校に通っている方たちは高校が窓口になって就労支援をしているのではないかと思うのです。それで、18歳までそちらに行かせて、その就労の支援まで他機関へのその引き継ぎとか、そういうことをされると思うのですが、その辺の高校の……

【新倉障がい福祉課長】 進路相談。

【友野メンバー】 そう、その進路との連携とか、そういうことなのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうですね。それも含めて、今現在でも相談支援事業所、18歳以降のお子さんがかかわる相談支援事業所とも連携をしながら、その辺の進路についての相

談というのはやっておりますので、それをもう少し早い時期から、このセンターもかかわりながらうまく相談支援事業所と学校とで連携しながら進めていければと考えています。

【友野メンバー】 この回答は18歳以降の就労も窓口はあいていますというか、そういうお手伝いをしますよということですよ。例えば、18歳で就労できず19歳になってしまった。そのときも、そこは市がお手伝いしますよという解釈でいいのですか。

【新倉障がい福祉課長】 センターとしては18歳までを対象とするのですけれども、別に大人の相談支援事業所がありますので、今でも18歳以降の方で就労の相談ということであれば、そちらを御案内して一緒に動いていただいたりということをしておりますので、その辺はかわりなくということで、センターにかかわっていらした方であればなおさらその情報もスムーズに共有できると思いますので、期間はあいたとしても、その分を連携をしながら進めていくということも可能になると思います。

【友野メンバー】 はい、わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 鈴木メンバー、お願いします。

【鈴木メンバー】 4番の18歳までという表現ですけれども、18歳まで含むととれるのですが、18歳未満、18歳までという表現はこの中にはあるのですか、ないのですか。微妙な……

【新倉障がい福祉課長】 微妙、そうですね。18歳になっても高校卒業時まではと、センターは捉えたいと。

【鈴木メンバー】 考えているんですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【鈴木メンバー】 そうすると、この中に18歳までという表現はあるのですか。

【雲林障がい福祉課係長】 あります。18歳未満と2つ表現があるのですが、18歳未満という表現は4ページの3行目あたりにございますし、あと、18歳までというのは13ページの相談体制の充実（1）の部分にも、両方あるような形になっています。

【鈴木メンバー】 ここ2つ表記があるんじゃないかという、今、高校年齢のお子さんも対象にするのでというので、ありますということでもいいんですね。

【新倉障がい福祉課長】 そうです、はい。対象年齢は18歳をむかえて、3月31日までのお子さんと考えて。

【重松メンバー】 すみません、42番で教育が必要ですよということで、それについての回答が

保護者向けの研修会などを行っていきますということで、少し読み方があれなのですが、こちらのほうの計画でいくと、14ページのところの（3）番で家族の障がいに対する理解に繋げるためにというところの本来、家族ですが、保護者の方に情報提供をしますとか、そういったところの話ってかなりあるのですけれども、具体的に保護者に対する研修会を行いますみたいな表現は読み取れていけばあるのだと思うのですけれども、それよりはっきりした形の表現がなく、どちらかというと相談体制とか情報発信とか、あと、市民への教育とか関係機関の教育という部分がメインだったりするので、その方が求めている家族への研修ですとか教育というところが少しやんわり表現されているのだらうなというのが計画の中ではあるのですして、何かその御要望のところていくと、例えば13ページのところの保護者の情報センター機能の充実というところが、情報提供だけではなくて、ここの表現がすごいいいなと思ったのですけど、保護者や家族へ情報提供だけではなく、研修会なども開催してまいりますとパブコメでは回答しているので、それと同じような回答がこの計画でもあると、もっとはっきりしていいなと思ったのですけど。

【新倉障がい福祉課長】　そうですね。今、重松さんがおっしゃっていただいた情報センター機能の充実のところ、そのような形で少し表現を変更させていただいて、修正させていただいて盛り込んでいきたいと。

【小川基本構想アドバイザー】　その保護者が研修なのかというのは言葉の使い方として適切なかどうかというのは若干、私としては個人的には若干違和感があるかなと。要するに、関係機関の職員ですとか、それはその研修ということなのでしょうけれども、子育てに当たっての研修というのが保護者向けとしていい言葉なのかどうかというあたりは、もう少し詰めたほうがいいと思うところがありますね。

【新倉障がい福祉課長】　勉強会と言うほうがいいのでしょうか。

【小川基本構想アドバイザー】　勉強会というのも、最近この辺で、非常にここがほわっとした言い方になっているのは、パブコメでは教育という言葉が逆に使われていますけれども、今我々の立場で保護者教育という言葉はもうほぼ使えなくなっていると、教育を我々がする、保護者は教育、私たちはされるのかということで非常にそのこの辺の関係性が難しくなっているところがありますので、少しここはぼやかしていると思えます。だから、少し言葉の、今この言葉で入れますということでお答えするよりも、ニュアンスはもう理解……

【重松メンバー】 情報提供はできる。

【小川基本構想アドバイザー】 ええ、できますけれども、どういう言葉遣いをしていくのかというのは、またそれにいろいろ異論がある方もいらっしゃるかもしれませんので、少し詰めたほうが良いと思います。

【新倉障がい福祉課長】 わかりました。では、この辺は申しわけありません、調整をさせていただきます、適切な表現方法で、その趣旨が……

【重松メンバー】 このパブコメの回答も、少しあれになるんですかね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【小林メンバー】 すみません、24番で、計画的な療育の必要性が認められたお子さんが放課後デイの対象となると書いているところで、回答のところが今、中重度と書いてあるのですが、方針としても計画が、放課後デイの計画の中で中重度を見ていこうということなのですか。よく療育センターが、未就学の子どもが療育センターに行って、その後、軽い発達障がいのお子さんがセンターに通っていて、小学校に入ったときに療育を受けられないという場面が非常に多いと思ったりするのですけれども、そうするとかなり軽度のほうがたくさん対象になっているのかと思っているのですが、その辺はどうでしょう。

結構軽度の子の小・中学校での不適應というのが非常に多くなってきて、非常に療育が必要だなという意見を聞くものですから。

【新倉障がい福祉課長】 センターは中重度のお子さんを中心にとというのは、これは変わらないことなのですけれども、軽度の発達障がいのお子さんも全く対象外ということではなくて、放課後等デイサービスの中でセンターでの支援が必要なおさんはそちらを使っていただきまし、場合によっては民間のほうが得意分野としている場合もあると思いますので、そういう場合は民間の放課後等デイを使っただけで、市としても近隣の放課後等デイサービスの得意分野をきちんと情報収集した上で、そのお子さんに適切な支援の場所というのを考えていきたいと考えておまして、全てが全てセンターの放課後等デイサービスでというような考え方だけではないということです。

【友野メンバー】 すみません、もう一つお聞きしたいのですが、先ほどのデイサービスの絡みで、デイサービスを受けられるお子さんというのは、療育を受けた方が対象なんですか。

【新倉障がい福祉課長】 療育というのは、就学前の療育。

【友野メンバー】 就学前の療育。

【新倉障がい福祉課長】 必ずしもそうではないです。学齢期になって支援が必要な相談があって、支援が必要なお子さんがあれば、その時点から利用することは可能ですので、小さいころからかかわっていないと利用ができないということではありません。どちらかという、発達障がいの場合は学齢期になってからというお子さんが多いかと思っておりますので、学校の中で何とかうまくやっていけるような状況のお子さんであれば学校でかかわっていただくということにはなるかと思っておりますが、その際にも専門的なバックアップはこのセンターがしていくということで、やはり個別の療育とか小さい単位での療育をしていったほうがこの子には適切だろうという場合はセンターを利用させていただいたり、民間の放課後等デイサービスを利用させていただいたりということで、連携しながら支援していければと考えています。

【雲林障がい福祉課係長】 同じようなご意見、28番にもいただいております、やはりそのような考え方を掲載させていただいております。

【友野メンバー】 そうなんです、ここを見て少し疑問に思ったのです。こども発達支援センターで計画的な療育の必要性が認められた方が放課後のデイサービスに支援をとるところが、じゃ、ここでこども発達支援センター、学校に行ってからではもしかしたらここから離れますよね。離れないんでしょうか。

【小川基本構想アドバイザー】 ないです。

【友野メンバー】 そこは総合的に考えて、素直にそうとっていいわけですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。相談は18歳までのお子さんが相談を受けますので、そこから療育の必要性が認められたというか、療育が必要だというお子さんについては、その計画的な療育というのが重たいお子さんをイメージして計画的な療育という表現をさせていただいたのですけれども、どのような形で相談を受けた方については、どこのどんな支援が必要なのかというのはきちんとアセスメントした上で関係機関につなぐ場合もありますし、直接このセンターの療育の部門で支援をしていく場合もあるというような。

【友野メンバー】 療育の年齢って、もしかして18歳までと考えていいのですか。療育というと就学前というまでの、そういう先入観があって、それでもう就学後は学校に今までお任せという形で全く途絶えたわけですよ。でも、今は18歳までが療育という考え方でよろしいのですか。

【新倉障がい福祉課長】 このセンターでは18歳までの支援は療育と。

【小川基本構想アドバイザー】 療育というのが、例えば18歳の方に療育という言葉が妥当かどうかというのはまた少し微妙なところもありますけれども、要するに学校という場、あるいは教員という教師という人たちだけではない、医療、あるいは専門職等々含めた形で、その方に合ったいろいろな対応をしていくという意味で言えば広く療育というところで考えていいかと思います。それは当然、続いていくことだと、別に年齢で、もうこの年齢になったからやりませんよという話ではないということで考えていただければいいと思います。

【友野メンバー】 わかりました。

【小川基本構想アドバイザー】 これは法律的に言うと若干あれなのは、受給者証を持っているいわゆる誰でも使えるというのは、一応法律的にはそうなのです。ですから、他都市で受給者証をとって、その放課後、これだけ使いたいと来られた場合には、基本的には対応しなければいけないのですけれども、ただ、考え方としては、やはりこの放課後デイだけを使うというよりも、それはちゃんと相談から入ってトータルに見ていきたいという意味では、放課後デイだけを使うというピンポイントなことではなくて、できるだけ相談からトータルに利用していただきたいということが趣旨としては大前提としてあります。ただ、法律的に言うと、それを妨げるものでもないというのは一方ではあるのですけれども、そこは明記はしておりません。ですから、そこはよく法律を御存じの方であれば、この言い方は少し変なのではということももしかするとあるかもしれませんが、趣旨としては今申し上げたようなことですね。

【中野メンバー】 すみません、パブリックコメントのことではないですけれども、よろしいでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 構いません。

【中野メンバー】 児童福祉法が改正されて、今回できることも発達支援センターと、児童発達支援センターが、今度の児童福祉法が改正されてできたという記事を読んだのですけれど、その違いがどうもよくわからないので、今度できるものはこども発達支援センターという名前だけれど、児童発達支援センターではなくて、ただ、児童発達支援と放課後等デイサービスをやると聞いたのですけど、なぜ児童発達支援センターとは言えないのか、その違いとか、規模の問題なのか、今後大きくなったらそういう名称になるのか、その辺を少し説明と、保育所等訪問支援というのを、保育所、幼稚園に巡回相談しますと言っているけれど、それは保育所等

訪問支援ではないのか、その辺を少し説明を。

【小川基本構想アドバイザー】 法律が悪過ぎるというのが1つ大きな理由です。非常に縛りが大きくなるということで、特に相談支援事業が入ってきたときに。いわゆる国では相談支援事業と言っています。あるいは計画相談と言っていますけれども、非常にいわゆる書類業務が膨大な量になります、それを入れると。児童発達支援センターになるとそれをしなければいけないというのが必須条件になりますので、そうすると非常に色々な意味で動きが悪くなるというのは、それは私のほうでも今回どうしますかという話をしていたときに、できれば入れないほうが良いというアドバイスは正直させていただいています。というのは、今申し上げたように、入れると非常に国の制度に色々な意味で乗っかってくるように一見見えるのですけれども、やはりそれに対しての縛りが非常に多くなるということが大きな理由です。

今、横浜でも非常にそれで疲弊しております。横浜はもともと相談部も持って、国でいう児童発達支援センターと匹敵する形を持っていましたので、そのまま冠がついたんですね。それによって今起こっているのは、非常に疲弊していると、色々な意味でということがありますので、そこはもう少し法制度が色々な意味で変更されたり、より実態に合うようになるまではやらないほうが良いだろうというアドバイスは少なくとも私としてはさせていただいているというのと、保育所等訪問も同じです。やはり訪問するのに非常にたくさんの書類作成をしなければいけない、かつ、行くとどうしても個別給付になりますので、保育所等は、そうするとその方のことしか見れないと、極端な言い方をすれば、そのお子さんしか見れないというように非常に非効率な状況が生じています。

一方、逗子のお考えでは、保育所と幼稚園等についても巡回相談という形で、国費を導入しなくても今までのやり方の中で一定程度担保できるだろうということもお聞きしましたので、だとすれば、保育所等訪問事業を無理やり入れる必要もなかろうということで、これも含めて全て国費を入れてというようなことでないほうが今の逗子の状況からするといいのではないかとアドバイスさせていただいておりますので、それを受けて最終的にどう判断されたかというのはありますけれども。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、今のアドバイザーのおっしゃるとおりということと、相談については今、支援センター風でお子さんの計画相談も受けていただいております。大人の相談も引き続き風でかかわっていただくということもありますので、センターがかかわりつ

つ、支援センター風で計画相談でかかわっていきながらということであれば、そのお子さん、御家族も安心して将来も見通した中での支援につながるかなということもありますので、それとその事務量が膨大になって、本来すべき支援が手薄になってしまうことは避けたいということもありましたので、その辺はそういった形で進めていきたいと思っております。

それから、保育所等訪問事業につきましても、アドバイザーからもあったように個別給付でするので、そのお子さんのために何度も足を運んだりというのもありますので、そういったことではなく巡回相談を充実させるということで、これはまた法定給付外ですので市の単独の事業になるかと思えますけれども、これは引き続き継続していきたいと考えておりますので、その辺を充実させてカバーできればと思っております。

【中野メンバー】 わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 あともう一つは、施設の設備の問題もあります。

【雲林障がい福祉課係長】 例えば調理室とか、調理員を配置しなければいけないとか、そういったものも全てを含めて今回センターでない事業として位置づけさせていただきたいということなんです。

【友野メンバー】 すみません、調理室をつくる計画はあるのですか。

【新倉障がい福祉課長】 ないです。

【友野メンバー】 構想にないというふうに。

【新倉障がい福祉課長】 はい。ないのでセンターにはできなくて、事業として児童発達支援と放課後デイサービスの事業をやる、こども発達支援センターという名称のものを設置すると。少しじっくり見ていただいて、あれば御意見をいただければと思います。

【山本メンバー】 すみません、少しわからなくなってきたのですが、学校に入った後、このセンターで学校に入る前の例えば絵カードを使ったコミュニケーションを個別にやるのか、そういったのは基本的にやらないのですか。何となく学校に入った人は学校に対する支援をして、それを具体的に学校でやってくださいというふうに少し読み取れたので、どうだったかなというのは。

【新倉障がい福祉課長】 学校に入ったら、全て学校でやってくださいということではなく、お子さんごとに、お子さんそれぞれに支援の仕方が変わってくるとは思いますが、このセンターでの放課後等デイサービスの利用が適切であるということであれば、そこで引き続き

絵カードとか使った支援もあるということ。

【山本メンバー】 放課後等デイサービスの中でそういった指導、訓練室①、②だとかというところでやるのという、そういうことですよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。訓練室だと、これでいうと3番が放課後等デイサービスで使う予定をしているので。

場合によっては、ここでの放課後等デイサービスではなく、民間のほうがこのお子さんに適切な支援の仕方のできるということであれば、そちらを御案内する場合もあると思いますが、いずれにしてもセンターの相談部門とは連携をしながらやっていくということで、放っぼり投げという、そういうことではなくて、必ずかかわっていくということです。

【友野メンバー】 すみません、19ページのこの図なのですが、ざっくりとしたことだけですよ。ほかにこれから検討されるのですよね。

【新倉障がい福祉課長】 これは本当にイメージ図ですので、この方針が決まってから実際にあの配置図面、整備図面をつくっていきます。

【友野メンバー】 例えば検査室をミラーにするとか、そういう具体的なことはこれからですよ。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【友野メンバー】 それから、指導室もそういう保護者の方が見られるような、そういう環境にするとか、そういうのもこれからですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【中村メンバー】 すみません、小さいところなのですが、何か所か気になりまして、啓蒙、啓発という併記があるのですが、啓蒙はあまり使わないようにと医療現場とかで言われたことがあります。今は啓蒙、啓発とまた違うのかどうかも私も不勉強で、よくわかりませんが、全体の中にも啓発だけではいけないものではないでしょうか。使い分けというかがあるのでしょうか。最近啓蒙という言葉は見ないので。

【雲林障がい福祉課係長】 すみません、こちら作成するときには啓蒙と啓発の使い分けというところまで、こちらも詳細な理解というのはなかったもので、逆にその辺、啓蒙というのは今どうなのでしょうかね。その辺、お詳しい方がいらっしゃれば。

【中村メンバー】 私たちが注意を受けたときには、啓蒙というのは何か、例えば、この方は

無知なので教えてやらなければいけないというのが語源なので差別用語ですよ。だから使わないでくださいと習ったものですから。

【新倉障がい福祉課長】 確認をして、適切な言葉遣いに変更していくようにします。すみません、ありがとうございます。

はい、鈴木メンバー。

【鈴木メンバー】 40番なのですけれども、質問者の意図がもう一つよくわからないのですけれども、39番、家族と支援者の評価を当事者（団体）抜きで進めないでほしいと書いてある。13ページでは、家族と支援者の評価を共有できる機会づくりということで、当事者と連携しながらアセスメントを進めていくということを積極的に打ち出しているわけで、回答は、当事者との積極的な協働ということをせずに団体を含めることは適切ではないと書いてあるので、この39番の人の（団体）という使い方の意味がわからないのですが、書き方としては、当事者と積極的にアセスメントをするというのはおっしゃるとおり非常に大切だけれども、団体についてはかくかくしかじかだということのほうが質問者の意図に合うのかと思いました。

【新倉障がい福祉課長】 質問者の方が、当事者団体をアセスメントとかに入れてほしいという意味で、当事者抜きで進めないでほしいという意図での御質問だったのです。

【鈴木メンバー】 これだけ読むと、よくわかりにくいので、当事者は進めるのだということ、団体は違うのだということかとは思うのですけれども。

【新倉障がい福祉課長】 そうすると、括弧を取って「当事者団体抜きで」にしたほうがわかりやすいかもしれない。

【鈴木メンバー】 それと40番も同じなのですけれども、関係機関との連携、市民との協働が必要であるということで、機関との連携で市民が入るとするのは確かにおかしいでしょうけれども、14番の最後のところは市民理解の促進と書いてあって、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指すということなので、関係機関との連携において市民がそこに入るということはないけれども、市民の役割というのは市民全体で障がいのある子どもを支える、そういった意味での協働ということは非常に大切であると、そういう言い方のほうがいいかな、また、優しいかな、いいかなと思ったのですけど。

【和田福祉部長】 関係機関との連携の部分は、これはこの回答のとおり要素だとは思いますが、市民協働の部分では、市民理解の促進という分野においては必要と考える、と抱き合

わせて書いたほうが優しくなるだろう、そういう趣旨ですね。その方向で。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【重松メンバー】 黒三角で、要はいただいた御意見だけれども、今回変更しないよ、方針変えないよという形だと思うので、その部分で、せっかくいただいた御意見だけれども、それについてお答えできないという部分だったので、三角のほうが少しあれかなと思って見させてもらったのですが、一番最後のところの50のところの基本的なところで、地域としては難しいのだろうというのはよくわかるのですが、実際のところ、施設を御利用の方は、やはり兄弟同伴せざるを得ない方の場合ということで、保育所の預かりなども一案ですというのは、あくまでもこのセンターとしてのお預かり部門を求める、施設を広げてくださいと言っているわけではなくて、そのときに兄弟の方を保育所とかでもお預かりいただくのも一つの案なのでしょう、施設利用の方の兄弟預かりの部分を転記していただいているという解釈でいくのであれば黒三角ではなくて、設備としてはないけれども、そういったことも考えられるのでということで、黒三角じゃなくて違う案の提案として参考にいたしますという形の黒四角だとか、何かほかにならないのかと思ったのですが。

【和田福祉部長】 これはそのとおりですね。保育所で預かり保育を今、機能として持っていますし、今、子ども子育て支援事業計画の中でもニーズ調査なんかもやりまして、ニーズの高いメニューですので、今後これについては検討して、より受ける、もう少し活用できるようにということで検討していますので、答え方は、黒四角。

【新倉障がい福祉課長】 黒四角で。

【和田福祉部長】 預かり保育は一案ですが、そのとおりです。

【新倉障がい福祉課長】 では、これ、黒四角にさせていただいて、ここでは考えておりませんが、今後検討してまいりますにしているのですか。

【重松メンバー】 センターとしては預かり保育……

【新倉障がい福祉課長】 はい、できないけれども……

【和田福祉部長】 保育所の利用ということは可能だし、その辺の拡充については現在検討中ですという答えで、四角でいいのではないかと思います。

【新倉障がい福祉課長】 今後検討してまいりますだとセンターに見えるから、保育所の利用として、今後。

【和田福祉部長】 今できるって、さらなる拡充を検討していると、たしか。今できるんです。

【重松メンバー】 あと、33番が、検討会のメンバーに当事者にかかわわる団体が入っていないのはなぜかということで、回答では、御意見をいただきながら検討しておりますで、これって黒三角ではなくて、何か既にメンバーって結構いるので白の四角かなと。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。出された団体が特定されていたもので、その団体を入れることは検討していないということで、反映できないものとさせていただいたんですが。

【重松メンバー】 自分のところが入っていないと言っていると。

【新倉障がい福祉課長】 固有の団体なので、いいですかね。

【小川基本構想アドバイザー】 いいのでは。だから固有のところでも言われても、その当事者なんて入っていますよって。だから、もう反映されています。あなたのおっしゃっていることは既にこの中にも反映、入っていますから、もともとの案の中で入っていますからというので、逆に白抜きにしたほうが良いような気も。

【和田福祉部長】 今言ったので考えると、一応それも踏まえて意見反映の仕組みとしてはつくっているということになっていますという。

【新倉障がい福祉課長】 白四角です。

【小川基本構想アドバイザー】 言われるまでもなくやっていますので、いいかもしれません。

【雲林障がい福祉課係長】 あと、すみません、基本構想・整備計画（案）の20ページなのですけれども、こちら組織体制の図のようなものがありまして、その中の療育部門の下に児童発達支援、放課後等デイサービスとか、そこで実施される、検討していることが書いてあるのですけれども、その一番下に「機能回復訓練」とあるのですけれども、こちらについて、今実際に療育相談室で機能訓練について携わっている専門職から、この「回復」は抜いて「機能訓練」がいいのではないかというような御指摘もありましたので、もし皆さんに特に異論がなければ、「回復」を抜かせていただいて、「機能訓練」という形で載せさせていただきたいと思えます。

【友野メンバー】 すみません、先ほどの機能訓練の20ページの上の言語治療という表現があるのですが、言語治療、言語訓練ではなく治療にしたわけは、どのようなことでしょうか。

【小川基本構想アドバイザー】 外そうか、言語も。逆に、スピーチにこだわるのもあまりよくないところもあるので、いわゆる機能訓練というところにひっくるめて、言語治療も言語訓

練も、言語という言葉ここから外したほうがいいかもしれないと今御指摘を受けて、ほかの部分とのバランスも考えると、言語というのを全部外すほうがいいかと思います。

【新倉障がい福祉課長】 では、総じて機能訓練という。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね、うん。

【友野メンバー】 そうなのですか。言語訓練ではまずいのでしょうか。例えば、機能訓練でも言語も含まれているということですね。

【小川基本構想アドバイザー】 そうです。

【友野メンバー】 でも、言語って。

【小川基本構想アドバイザー】 逆に言うと、スピーチということに非常に親御さんがこだわり過ぎてうまくいかない場合が多々ありますので、やはりどちらかという、スピーチというのを前面に出さないほうがよろしいかと。例えば機能訓練の中には理学療法もありますし、作業療法もありますし、そういうのをあえて逆に全部併記するという話になりますから、入れるとすれば、見方によっては非常に言語訓練に特化していると、そこに重点を置いているという見方にもなるという危険性があると思いますので、そうなると言語という言葉は外した方がよろしいのではないかと考えます。

【友野メンバー】 療育というのは、言葉のおくれが意外にイメージで入ってくることが多いと思うのですが。

【小川基本構想アドバイザー】 言葉のおくれの前提というのは、言葉だけではないと。

【友野メンバー】 それはそうなのですが、S T訓練って大事なことであり。

【小川基本構想アドバイザー】 必ずしもS Tにこだわる必要はないかと思います。大事ではないという意味ではなくて、では、なぜそのS Tを前面に出さなければいけないのかということになると、そこは違うのではないかと思います。

【角野アドバイザー】 でも、機能訓練は多少別かもしれませんね。

【小川基本構想アドバイザー】 いや、それは心理も、心理の個別対応もその中に入ってきますので。

【角野アドバイザー】 それはまた別の分野としてのことで、訓練という意味から言えば、先ほどおっしゃられたようなO TとかP Tとか、そうするとS Tがやはり別の分野、ある意味では。

【小川基本構想アドバイザー】 肢体不自由でも、結局OTも言語にかかわりますし、PTも、ある種言語にかかわっているということもありますので。

【角野アドバイザー】 もちろんありますけれども、でも、別のものとして考えられるものも非常に部分としては大きいですね。

【小川基本構想アドバイザー】 そこは皆さんの御意見だと思いますけれども、必ずしもその……

【角野アドバイザー】 だから多分そういう発言ではないけども、そのように発言していらっしやるのではないかと。

【小川基本構想アドバイザー】 いや、どうなのでしょう。そこの趣旨はわかりませんが、少なくとも親御さんに色々なことをお伝えしていくときに言語ということを経験して、言語訓練ということを経験してお伝えしていくのは、色々な意味でマイナスが大きかろうと思っておりますので、そういう意味で私は言語を取り立てて取り上げるということについては若干違和感があると思っております。

【角野アドバイザー】 そうですね。ほかのこともというときに、言語に突出して、言語だからということでそちらへ行ってしまおうというのはいけないけれども、ここで言語を含んだとしてもあまり違和感はないように思いますが、そうでもないですか。その下には機能、回復は別ですね、この回復はやめたとしても、言語という、ここに言語機能が入っているとしてしまえば、こちらに入ってしまうということでしょうか。

【友野メンバー】 言葉のおくれの面で、皆さんつながりますよね。

【新倉障がい福祉課長】 ここで今書かせていただいているのは、療育部門の下についているものなので、つながるときは相談にまず来るのかと思っておりますので、この部分は言語にこだわらず、機能訓練を療育のところで実施しますという意味合いで捉えていただければいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

【友野メンバー】 その説明するときに、OT、ST訓練などを実施しますということですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【和田福祉部長】 レベル設定の問題なので、表現の、そういうことは比較的大項目で挙げている中で、1つだけ中項目の部分を入れるというわけにもいかないですか。

【小川基本構想アドバイザー】 バランスが崩れるかなというのはありますね。

【和田福祉部長】 くくられない話ではないということで、機能訓練はここで入るということ。

【角野アドバイザー】 四肢の機能とはまた別の問題ですよ、言語というのは。

【小川基本構想アドバイザー】 いや、なぜ逆に言語にこだわられるのかがよくわからない。

【友野メンバー】 ここに言語治療と書いてあるからです。書いてあったので、とても療育でその趣を置くにはやはり言語訓練がすごく大事だと思っているので、理解力の上でも、絵カードでも何でも、そういうので全然言語訓練が入っていても違和感を感じないのですが、もちろん機能訓練、PT、OTの訓練も大事だと思うんですね。言葉が出ないのはここだけの問題ではなく、体全体のバランスの悪さから出てくる部分も多分たくさんあるのだと思っているのです。ですから、その併用してやっていくのに言語訓練をまた一つ別のものとして書いて、明記してもいいのかと思ったものですから。

【角野アドバイザー】 言語は四肢とはあまり関係がないですね。どちらかという、発語や何かは知的なレベルの問題がまず最初にあって言語として、そうすると舌の運動だけは運動としてはこの機能の部分に入るけれども、言語機能そのものは四肢の機能とはある程度違うという考えだと、言語というのを別にするかというのは全く別で、言語に全部寄りかかってしまうわけではないのですけれども、多少違うかという気はしたのですけれども、一緒に言語機能もここに入れてしまっても別に問題はないと思いますが、あえて言語を入れたいとおっしゃられるのであれば、私は別にこれを削除とか、違う形にする必要はないと。

【小川基本構想アドバイザー】 私としては、あえてという意味合いにとられると思うのですね。その言語訓練というのをここに入れることになると、これは逗子市としてはあえてやっているという意味合いは読み方としては強く出るだろうと。そのとき、例えば……

【角野アドバイザー】 言語訓練と機能というのは全く別のものですよ。

【小川基本構想アドバイザー】 だから、そこら辺でどのように見ていくのかということで、なかなか行政的に、書かないけどやっているところで、ここを売りにしていますとなかなか言えないですよ。一方で、ここに強調してやりますと言うかどうかは、本当にこれは逗子市としての判断になると思いますね。

【友野メンバー】 ここに言語訓練とうたってありますと、必ずSTの先生が必要になりますよね、言語の先生が。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【友野メンバー】 この機能の中に埋もれてしまうと、その辺が何か見えなくて、どこかに言語のS Tの先生の記述もありましたよね。

【新倉障がい福祉課長】 専門職を配置すると、実際、今の就学前の療育でもS T、P T、O P、全て配置しておりますので、18歳までとなるとさらにその回数というか、体制を強化してと考えていますので、それは、どこかにというと……

【角野アドバイザー】 発語、語を発するという問題と言語、機能するというのは、言語を用いるというものはやはり少し違うと思いますね。ですから発語、言葉を発する、音を発する、そして言葉につながる。音を発するという意味では言語の中に入ってよいと思いますけれども、言語として、コミュニケーションの一つですよ、言語として修得していくということは、それを前提にまとめましょうかという、S Tに任せるわけでもないですね、やはり。

【小川基本構想アドバイザー】 その後ろにある児童発達支援事業所でのコミュニケーションのアプローチは当然やっている、トータルなアプローチは当然やっている。

【角野アドバイザー】 そうですね。ただ、コミュニケーションとコミュニケーションの一つのツールとして使うのとはまた別の問題が出てくるから、ここは単純に訓練的な意味合いのことを考えて出しているのかと理解したので、言語なら言語でも、言語という中に入れてもよろしいのではないかと思います。

【小川基本構想アドバイザー】 この上にある発達評価、これは全般を示しますので、要するに運動面も含めた、知的な側面、精神発達も含めた、運動発達も含めたトータルな発達評価に、それに対応する機能的な訓練ということが、どちらかというと、ここは個別を意味していると思うのです。この機能訓練という側面では個別性を意味して、この後ろの児童発達支援事業所ではそれを集団的な中でやるという意味合いになるかなと思います。

【角野アドバイザー】 それはそうですね。ちゃんと発達評価がありますから、それはそれでよろしいと思います。一般的には言語という、機能訓練と言われるとどうしても機能の訓練です。首から下の四肢の訓練的な意味に理解することが多いから、その上に言語があるのであれば言語だと。それを言語だけを外すというのはいかがなものかなという気はしないでもないです。

【小川基本構想アドバイザー】 そこは皆さんにお任せします。ただ、もう一方でパブコメなどを見ても、やはりことば・きこえの教室への反応、市民の方は非常に強いので、その言葉に

については、少なくともこのエリアの方たちは非常に強く反応することもある意味感じていますので、その言葉ということのメニューの定義というのは、ある意味慎重にしたほうがいいのかとは思っています。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、この部分については一旦、市で預かりにさせていただいて、少し勉強、検討させていただいて、表現の方法をまた考えさせていただきたいと思えます。すみません、ありがとうございました。

いかがでしょうか。パブリックコメント、それから計画を通して、もし御意見が出尽くしたようであれば、よろしいでしょうか。

あと、もし気がついたことがあれば、今週中に事務局にお知らせいただければ、またこちらでそれを踏まえて。

【中野メンバー】 すみません、30番のところ、さっき支援シートと子育てファイルのことを質問したのですが、質問は、支援シートは幼稚園、保育園での保護者保管なのかと聞いているのに、答えは何となく子育てファイルをします、つくりますということで、支援シートのことを何も書いていないので、そこは書いてあげたほうが良いと思えます。

【小川基本構想アドバイザー】 本文のほうにも米印か何かで子育てファイル、長文じゃなくてもいいんですけど、本文に入れるとすごく長くなるので、子育てファイル、こんなものでいいので、独自で考えるものでシートとは違いますよというか、少し補足で書いておいたほうが。

【新倉障がい福祉課長】 支援シートと違うということ。

【小川基本構想アドバイザー】 ええ。違うというのは、子育てファイルというのは……

【和田福祉部長】 いきなり出てきて。

【小川基本構想アドバイザー】 いきなり出てきているので、若干補足的に言ったほうがいいのかもしいですね。

【和田福祉部長】 別ということですね。支援シートとは別に。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね、別に……

【和田福祉部長】 こういう支援シートとは別だと。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね。こういうことで作成をしていくものと。

【山本メンバー】 前にもお伺いしたんですが、子育てファイルをつくる趣旨というか、本音としては、支援シートが実際、使い物にならないで運用されている実績は私の経験からはあま

りないので、それにかわるものというか、補完というか、それは置いておいて、もっと実質的にしっかり使えるものを運用していきましょうみたいなところがあるのかなと私は理解してきたんですけど、そんな感じが。

【小川基本構想アドバイザー】 そこまで言うと怒られますが、逆に親御さんが自分のお子さんについてきちんと説明をしていけるということは非常に重要なことなのではないかと思っていて、それを小さいころからある意味こういうファイルを使いながら一緒につくっていきましょうということを幼児期にやれば、それが親御さんとしても学齢期以降についても継続していけるものになるのではないかということで、やはり支援シート等も確かに、最終的には個人情報との関係でなかなか担当者の引き継ぎは難しいなと感じていますので、そうすると、やはり親御さんが持っているということはこれは個人情報関係ないといえますか、親御さんが持っているものを開示していくということであれば、非常に有用性は高いと思っているということです。

【友野メンバー】 すみません、支援シートの幼児期のところの欄ですよ、支援シートの。そこは、でもあまりにも小さくて書き切れないですね。幼児期ってすごく膨大な展開があって、早期発見、早期療育に本当に有効である方もたくさんいらして、そこには書き切れない、支援シートの幅がほんの少しなのですね。だから、県が発行している支援シートの幼児期、それでは足りないから、私は子育てファイルが導入されてきたのかと思っていたのですが、もっと詳しく子育てと経過が書けるようにもできてきたのかという認識があったのですが、いかがでしょうか。県の支援シートは多分あると思う、小さいのが。

【和田福祉部長】 今は県ではなく、オリジナルを使っているということなので、どれを。

【柳原メンバー】 小中学校。

【和田福祉部長】 その部分は同じですか。

【柳原メンバー】 平成16年から支援シートについて神奈川県は取り組んでいるのですが、実際に支援シートが提示されたのは神奈川県の公立小中学校なのです。幼稚園、保育園というのは私立もあるので、県教委が提示するという話になっているんですね。ですから、例えば逗子の私立の幼稚園とか保育園が同じその支援シートを使っているかどうかという部分については特に確認はしてないですが、小学校に入学する際の就学相談のときには逗子の様式を使って情報交換はしている。

【和田福祉部長】 ですから、そういう県のシートは使っていない中で、逗子なりの取り組み

はしている中で、今回はさらにそれぞれのお子様の18歳までの情報がずっと一貫して少なくともも持てるような仕組みとして、個人情報の絡みがあるので保護者が持つという形でやっていこうと。

ですから、支援側のシートという部分も必要ですけども、情報を共有するという部分での考え方でこういったファイルが必要になるのではないかと、こう思うのですね。

【雲林障がい福祉課係長】 42ページにも、支援教育の取り組みの中で支援シートの活用ということであわせていただいているので、こういったシートについても教育とこちらで連携をしながら使いやすいものにしていただけたらと考えていきたいと思います。

【山本メンバー】 子育てファイルという名前はよくないな。大人になってもずっと本当に30、40になっても継続するものだと思うのですよ。それを子育てファイルって変だと思うので、何か、俺ルールファイルとか、例えばです。そんなニュアンスのものの方が伝わるかな。そういうふう感じて。

【新倉障がい福祉課長】 それは御意見をいただければ、本当に仮称で。

【山本メンバー】 そうですね、そちらは仮称と。

【新倉障がい福祉課長】 はい。仙台は何か施設の愛称で、アイルとかという。

【小川基本構想アドバイザー】 そのこと自体には意味を持たせていないですけど、少しした造語的なもので。

【新倉障がい福祉課長】 北海道の芽室町はめむたっちとか、茅野市ではどんぐり手帳とか、いろいろ市町村によって工夫をされた名称になっているので、こういうものをつくりたいということで、ここには子育てファイルということで出させていただきましたが、最終的には皆さんに使いやすい名前になればと思います。

【中村メンバー】 すみません、その使い方を今深めるものではないと思うのですが、例えば母子健康手帳の場合、あれの場合は公の発行をしながら、本人が管理をしながら、医療機関でも記載をしながら、健診場面でも記載をしながら、予防接種の記録も公にし、それを管理するのは親という形になっているので、比較的長年の、本当に何十年という歴史だと思うのですが、それのようにしないと、例えばファイルをぼんと渡して、これに自分で管理してねと言っても、なかなかきちっと記載がされて、じゃ、これの何ページを見れば何が書いてあるはずね。例えば学校教育の場面とかいったときに統一されているようなものでないと、

なかなかずっと一から読みほどこいて、そうすると小学校に入ったときにこんな薬を飲んでいたのねというのがわかるというつくりだとすごく大変というか、また利用されなくなってしまって、学校サイドもある、子育てファイルもあるということになっていくと、ないので、何かしら当初の取り決めというんですか、それがきちっとされていくといいな。それを深める今、時期ではないのかもしれませんが、つくってから、はいと言って何かプレゼントみたいに渡されても、書く方と書かない方の差がこんなになると思いますので、その辺はまた、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【新倉障がい福祉課長】 その辺は、つくりも皆様の御意見を伺いながらつくっていくようにしますし、勉強会とか研修会とかでそういう使い方とかありますし、あとは本当に相談を受けた中で保護者と一緒につくっていくということが原則ですので、一緒に書き込んでこういう表現だったら使いやすいよねというのも一緒にやっていければいいなと思ひますので、そんなに難しい内容で、もうやりたくないわというようなものにはならないようにとは考へておりますので、またこちらでも案をつくってみて皆さんに御意見をいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

【小林メンバー】 すみません、1点だけ。先ほど中野メンバーの質問にあった児童発達支援センター事業をお伺ひして、逆の立場にいるのですが、障がいのあるお子さんが年々ふえてきて、相談支援を入れて、サービス等、入れていくところにつくっていますね。そうすると、もともとセンター事業をやっているところは、その相談員さんが疲弊しているといひますか、疲弊まではいかないでしょうけど、かなりふえてきたので、できればこういったところでも、我々は障がいのある子の障害児利用計画をつくっているのですが、やはり療育のもう少し専門、いつも相談を受けている人がコーディネートしたほうがいいケースが幾つかあつたりするので、機能として、もしそういったことも考へていけるのであれば、全ケースお願ひするのは難しいでしょうけれども、モデル的なそういうケースとか、レクチャーをしてやったほうのケースとかということ。

【小川基本構想アドバイザー】 必ずしも事業者としてはとらないという話で今は考へようということなのですが、いわゆる相談をしないという話では全然ないと思ひます。難しいのは、結局サービス利用に至った段階で計画相談が始まるじゃないですか。でも、いわゆる相談って、もっと手前からずっとあると思ひますね。そこが何となく今の国の事業の仕組みの

中では、何となくいざサービス利用が始まるというところで計画相談。ではなくて、もっと手前から実は計画しなければいけないところで、多分そういうところでは今、計画相談をやっていられる事業者さんと連携だとか情報交換だとかを密にしていきながらということだと思うのですね。いずれ逗子の中でもやりながら、これ、今回の新しいセンターでもやったほうがいいという判断がされていけば、そこはまた新たな仕事として取り入れていくことも考えられると思うのです。

ですから、未来永劫ではないと思いますし、多分もう少し、ここが本当に大変ですよ、いっぱい出てきてね。もう大変な状況になって、本当にその計画相談みたいなことで、こなせるのかということ自体も、それはどこも同じだと思いますので、それはどちらかという、その全体としてもやはり考えていかなければいけないことなのではないかと。ただ、新しいデータをつくるときに非常にその部分は、手前勝手かもしれませんが一応その手前からの、ずっとその計画相談という国が言っているものではない相談をきちっとやっていくと、そちらに重点を置きたいということで、事業としては今回は入れないでスタートしようということで考えたこととなります。

【新倉障がい福祉課長】 今、アドバイザーがおっしゃったように、そういう形で相談、ある程度支援の方針まで、サービス利用の手前までセンターで多分決まっていきたいと思いますので、今までのように何もなしで計画相談をお願いしますということではなく、ある程度形が決まった段階でお願いしますというケースがふえてくるかだと思いますので、そこは、よろしく願います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか、そろそろ。

ほかに御意見等ございませんようでしたら、本日はこれで終了させていただきたいと思えます。

たくさん御意見いただきまして、本当にありがとうございました。進行に御協力いただきましてありがとうございます。

これまでの皆様からの御意見を踏まえて、これから基本構想・整備計画を最終的なものにさせていただきたいと思えますので、もう一度手直しをして、最終案については改めて皆様に公表する前に送らせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

検討会はここで終了させていただきますが、今後のスケジュールについて少し御説明をさせ

ていただきたいと思います。

検討会の今後のスケジュールなのですが、基本構想・整備計画に基づき、今細かいことも少し御意見をいただきましたが、そういった詳細について検討を進めていくこととなります。検討会の今後の開催については、その中で随時予定を組み込ませていただきたいと思っておりますので、例えば詳細設計の段階ですとか、内装の色やセンターの愛称の選定ですとか、そういった場面では皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、皆様にお声がけをさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

次回はということでは、今日は特に日程、スケジュールを決めることはいたしませんけれども、また随時お声がけをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

これで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。